

第四十四回 参議院オリニピック準備促進特別委員会会議録第一号

昭和三十八年十月十八日(金曜日)
午後二時二十分開会

昭和三十一年十月十八日議長において
本委員を左の通り指名した。

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 石井 桂君 | 北島 教員君 | 小柳 牧衛君 | 河野 謙三君 | 鈴木 万平君 | 田中 茂穂君 | 津島 壽一君 | 天坊 裕彦君 | 西田 信一君 | 前田 久吉君 | 安井 謙君 | 山本 利壽君 | 岡田 宗司君 | 柴谷 要君 | 田中 一君 | 千葉千代世君 | 藤田 進君 | 柏原 ヤス君 | 加賀山之雄君 | 永末 英一君 |
| 委員 | 政府委員 | 大蔵政務次官 | 大蔵大臣官 | 房日本専売 | 公社監理官 | 文部省体育局長 | 事務局側 | 常任委員 | 会専門員 | 工榮 英司君 | 日本専売 | 公社総裁 | 阪田 泰二君 | 日本専売 | 社販売部長 | 狩谷 亨一君 | 委員長の互選 | 理事の互選 | 委員長の互選 |

委員 石井 桂君 津島 壽一君 山本 利壽君 北條 雋八君 永末 英一君

政府委員 大蔵政務次官 齋藤 邦吉君

大蔵大臣官 遠藤 胖君

房日本専売 公社監理官 前田 充明君

文部省体育局長 常任委員 工榮 英司君

事務局側 会専門員

日本専売 公社総裁 阪田 泰二君

日本専売 社販売部長 狩谷 亨一君

委員長の互選

理事の互選

委員長の互選

本日の会議に付した案件

○委員長の互選

○理事の互選

○オリニピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○継続調査要求に関する件

〔年長者津島壽一君委員長席に着く〕

○津島壽一君 ただいまよりオリニピック準備促進特別委員会を開会いたします。

本院規則第八十条によりまして、年長者のゆえをもちまして、私が選挙管理

者となつて、委員長の互選を行ないます。

つきましては、互選の方法はいかがいたしましょうか。

○西田信一君 委員長の互選につきましては、選挙管理者にその指名を一任申し上げることの動議を提出いたします。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○津島壽一君 ただいまの西田君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○津島壽一君 御異議ないと認めます。

それでは、さよう決定して、委員長選任につきましては、私から加賀山之雄君を委員長に御指名いたします。(拍手)

〔加賀山之雄君委員長席に着く〕

○委員長(加賀山之雄君) ごあいさつ申し上げます。

ただいま皆さまの御推挙によりまして、前国会に引き続きまして委員長の席を汚すことに相なりました。

御承知のとおり、オリニピック東京大会の開催もいよいよ明年に迫り、本委員会に課せられた使命はまことに重大であることを痛感いたす次第でございます。

委員各位の格別な御努力と御支援を、そして私に御協力賜わりますことをお願い申し上げます。本委員会の万全なる運営をやってまいりたい、そしてつぎの大会にいたしまして、国民の期待にこたえたいと存する次第でございます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(加賀山之雄君) それでは、引き続きまして、理事の互選を行ないます。

理事の数は申し合わせによりまして四名となっております。互選の方法は慣例により、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存する次第でございますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加賀山之雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、河野謙三君、西田信一君、岡田宗司君、千葉千代世君を理事に指名いたします。

〔速記中止〕

○委員長(加賀山之雄君) 速記を起して。

オリニピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律案を議題にいたします。

まず、政府より提案理由の説明を願います。

○政府委員(齋藤邦吉君) ただいま議題となりました「オリニピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律案」につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

日本専売公社は、本年三月二十五日以降寄付金つき製造たばこオリニピア

スを販売することにより、財団法人東京オリニピック資金財団の資金調達に協力してまいつたのであります。

この寄附金つき製造たばこオリニピアの種類の、いわゆる両切り紙巻きたばこというところになっておりますが、オリニピアの発売後、最近におけるフィルターの紙巻きたばこ一般に対する嗜好の増大という傾向を反映しまして、オリニピアにつきましては、これをフィルターつき紙巻きたばこすることを要望する喫煙者が少なくないようであります。

このような要望にこたえるとともに、オリニピアの販売数量の一その増加をはかり、もってオリニピック資金財団における資金の円滑な調達に資するため、日本専売公社がオリニピアについて、従来の両切りのもののほかフィルターつきのものも販売することができるようになりしやうというものであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいようお願い申し上げます。

○委員長(加賀山之雄君) 補足説明が何かありますか。

○政府委員(遠藤胖君) ただいま政務次官から御説明申し上げましたのが、この法律案の提案の理由でございますが、さらに提案の理由、それから内容に關しまして、若干補足して御説明申し上げます。

日本専売公社におきましては、本年

三月二十五日以降、オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てたるための寄付金つき製造たばこオリンピックアスを販売いたしております。このオリンピックアスは、オリンピック葉たばこを主原料とした独得の味とかおりを有する上級品でございます。現在公社が製

ばかりでなく、オリンピックアスの売れ行きもさらに向上いたしましたして、資金財団に対する寄付金もそれに応じて増加することが見込まれる次第でございます。以上のような点を考慮いたしまして、このたびこの法律案を提出することにお願ひしたのでございます。

の内容の補足の説明でございます。
○委員長（加賀山之雄君） 以上で説明
を終わります。

これより質疑に入ります。御質疑の方には順次御発言を願います。

○岡田宗司君　今までのオリンピックアスの売れ行きの状況をお伺いしたい。

るわけでありますから、もちろん今後
もかなりの販賣努力を必要といたしま
するし、またやってまいりますつも
りでありますが、大体におきまして予
定された程度の数量は消化できるもの
と現に考えておるような次第でござい
ます。

○岡田宗司君 今度の法律改正で、両切りまたはフィルターつきということになるわけなんです、今の御説明ですと、両方売っていくんだということですからけれども、今まで両切りを製造しておった。それでまだ公社自身の手持ちもあるだろうし、あるいは小売り店にも残っておるが、それを売るだけで、あとは全部製造のほうはフィルターつきのほうに変える、こういうことでしょうか。

○説明員(阪田泰二君) この点は法案にもございますように、「又は」ということにしておりまして、両方並行して売っていくという考えでございませう。製造のほうは、したがいましてその売れ行きに応じまして、フィルターツきのほうが需要が非常に多ければそのほうをよけいつくっていく、在来の両切りのものもよけい売れるようであ

りますれば、現在のストックを消化してなおまた製造していかねければなりません、売れ行きに應じてやっていきたいと考えておる次第でございます。

○岡田宗司君 先ほどの御説明ですと、フィルターツきのほうがだんだんふえてきておりますが、今度のオリンピックスの場合には、今後フィルターツきのほりを五〇％あるいは六〇％というふうに、普通の場合よりも非常に多く見積もっておられますか。

いますとか、あるいはラジオの放送の間にスポットをはさむとか、いろいろな形をとりましますと同時に、国際スポーツ大会記念のデザインを書きましたオリンピアスを発売いたしました。その発売した効果といたしましては、ただいま総裁が申し上げましたように、まあこれはほかのいろいろな販売促進策との関連もあろうかと思えますが、九月には二千四百万本の売れ行きを示しましたし、十月の下旬には全国的に見まして八百万本の売れ行きになっておる。中旬はまだ計数がまわっておりましたが、九月、十月の発売状況を見て参りますと、ほぼ御趣旨のような線でオリンピアスの売れ行きについても効果が出てきたのじゃないかというように判断いたしておるような次第であります。

○委員長(加賀山之雄君) 委員の異動がありましたので御報告いたします。本日、柏原ヤス君が辞任され、その補欠として北條鶴八君が委員に選任されました。

○河野謙三君 一番最初の目標は三億本ですが、それが今度は何本に一応目標としてはなるのですか。

○政府委員(遠藤静君) 目標といたしましては特に改定をいたしておらないのでございますが、先ほど来総裁等からも御説明を申し上げましたように、三億本は従来の販売努力で売りたい。そうして、このフィルターつきを作ることによりまして、その三億本の目標と申しますか、それが確実に相成りますし、なお若干これに増加するのではないかとというふうに公社におきましてもみておるわけでありま。

○河野謙三君 いや、提案理由にもありますように、フィルターつきを発売することによって一その量の増加をはかるのと約束されておるわけですね。だから、それは三億本が三億五千万とか四億になるというのを私たちが期待しているのかどうかということをお伺いしておるのです。ということは、同時に資金財団への寄付金ですか、これも当然ふえるわけですね。よけい売れば資金財団の予算があるでしょうから、資金財団のほうはすでにたばこの売れ行きについての予算を増額しておられるのかどうか。

○政府委員(遠藤静君) ちょっとたいへん歯切れの悪いお答えで恐縮でございますが、まず一番しさいの資金財団のほうへの予算と申しますか、お約束を特におやすことはいたしておりません。と申しますのは、やはり今までの売れ行きの状況、従来のものの売れ行きの状況が、総計といたしましては大体予定どおりいっているわけでありま。なお月々の売れ行きの状況を見ますと、まあ手放しで安心しておられないという状況もござい。その辺も兼ね合わせまして、現在の売れ行きよりもっと売れ行きの増加をいこうというところもありまして、まあ言うならば、フィルターつきを急いで出さしていただくということもござい。その人間的にも思っているのでも私ども個人的にも思っているのでもござい。が、予算なり、あるいは確実な見込みとして五千万本ふえるかどうか、一億本ふえるかどうかというところは、ちょっと今の段階では申し上げにくい感じを持っていますわけでありま。

○河野謙三君 非常にかたい御答弁で、今から売れないものを何本と予定もつけれないというところはよくわかりますけれども、私はもう少し積極的に専売公社自体の協力体制をつくっていただきたいと思うのは、何とかしてたとえ一本でもよけい売ろうという心がまえであれば、これからいろいろ月ごとにオリンピック・ムードは盛り上がって参りますね、この背景のもとにおいて、私は過去における半年間と違ひまして売りよくなると思う。そこへあなたのほうで積極的な施策を講ずることによって私は予想以上に売れるのじゃないかと思う。そういうひとつ体制をとつてもらいたいと思つて、資金財団の資金を集めるにしましても、私たちの聞くところによりますと、だんだん資金が集まりにくくなると、集める場合に入場券とからんで、もしくはオリンピックのマークを使用さしてくれたいある会社が寄付金をよけい出そうとか、そういういわゆるひもつきのようなことまでして資金を集めようというところにきまりきつておらずに、資金財団の苦衷を察して、このことによつて資金を獲得するといふことは非常にフェアにいくのであつて、しかも国民全体が協力できるものであつて、ぜひ私は積極的にやつてほしいと思つておる。そういう場合に、私もたばこは好きで一日六つ七つかで、医者から御注意を受けているほどたばこについては専売公社にぜひ御奉告しておるのだが、さつき岡田委員も言われたように、われわれはたばこのほうから申しますと、むしろこの際ストックとか原材料の持ち合わせ等で切りかえがつかなければ別です、思ひ切つて今までの両切りを

全部フィルターつきのたばこに切りかえるというくらいの大英断をされればもつと受け入れられると思う。しかも原料そのものは同じものなんでは。ただ製品としての在庫品はいけません、そこらのところはどうなんでしょう。

○説明員(飯田泰二君) ただいま監理官からお答え申し上げたとおりであります。私どもも御持としては、たばこは河野委員のおっしゃったのと同じような気持を持っておりまして、だんだんとオリンピック・ムードも高まるでありますし、私どももできるだけ努力をいたしまして、三億本というような目標がございまして、これ以上ぜひ売りたいと思つております。ただ、先ほど申し上げましたように、將來のことでありまして、ことにフィルターつき新製品というものがどれだけ皆さんに歡迎されるかという点も、やはり売り出して見ないと見当がつかませんので、先ほどのようなことを監理官からも申し上げたやうなわけで、御趣旨のようには私どもとしてはできるだけ研究したいと考えております。なお、フィルターつきの分の製造をおさえるということではございませんで、これはやはり両方に対する需要があると思つて、売れ行きの状況を見ながら、フィルターつきのほうの需要が非常に多いと——これは従来のフィルターつきのホープ、ハイライト等の売れ行きを見れば、かなり多いことも予想できると思つて。そういうものの需要が非常に多いということでありまして、全力をそちらのほうに傾注してそれを売っていくと、こ

ういうふうにぜひやつて参りたいと考えております。

○河野謙三君 今伺いますと、衆議院から法案も正式に送付されたようでありま。それから、私は質疑は途中でございますけれども、これで終わりたいと思つておる。

○津島一君 これは質問じゃないのですけれども、今後の専売公社の關係の法律は、私はこれは大蔵省本省のほうにお願ひしたいのですが、營業ですから、多少法律に弾力性を持たすような立法形態をとつていただきたいという希望を申します。すなわち、私はこれはほんとうにこまかくこの前の国会で説き及ぼした点もあつたでしようが、フィルターつきにするのをいよいよ法律で直さなくちゃいかぬやうな立法は、これは単純に紙巻きたばこを書けばいいのです。それを両切りの紙巻きたばこを製造すると書くから今度フィルターつきだということ、しかもフィルターつきは嗜好としては非常に上がつてきているといふことは売出し前からの傾向なんです。きょうの説明を聞きますと、どうも売つてみるという嗜好はこつちのほうに向いていようだと、これは全然しるうとの説明なんです。大蔵大臣の説明としては、これは先から知つてい。初め見本を持ってきた時分に両切りを持ってきたから、これはいかぬ、フィルターでやれといふことを注文したので。しかるにそれは法律で制限されておったかやれないで、今になってこの国会の非常なさなかにこういふことをやるのは、これは本委員会はオリンピック促進の特別委員会だからいい

んです。ただの促進でない委員会だったから、これはとても私はこういう説明は通らぬと思う。したがって、あまり苦言を呈するわけじゃありませんが、公社の仕事をやりまするために、私は営業のこういう形態の仕事のほうの規定というか、法律をつくられる場合にもっと余裕のある、伸縮自在、そういうようなものにして、今後の公社の指導というか、監督のことはこれは大蔵省側でやってもらいたい。私はこの機会にこれは希望的な意見でございますが、いかがでしょうか、ちよつと大蔵省の意見を……。

○政府委員(遠藤伸君) まことに津島先生お示しのとおりでございます。私もフィルターつきを出すということになりまして、公社の御希望に依じて法律を改正しないで行うというようにすることもできないかということいろいろ研究してみたいであります。残念ながら、ただいまの現行法のもとで出すという事で御無理をお願いしたようなわけでございますが、こういう関係は今お話のございました紙巻きたばこと書いてあればよろしいわけであつたのであります。同時にたばこの最高価格をきめております。いわゆる定価法は、フィルターつき、口つき、両切り紙巻きというような三種類のものをそれぞれ区分している法令の例もございましてございます。今の定価法の規定の仕方が、やや指定して販売するという点はございすけれども、公社の運営は多少まあ何といひますか、窮屈という面もあるわけなんです。将来この点関係の向きとも十分協議をして参りたい、かように思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) ほかに御質問のおありの方はございせんか。別に御発言もないようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加賀山之雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加賀山之雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加賀山之雄君) 全会一致でございます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加賀山之雄君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

○委員長(加賀山之雄君) この際、継続調査要求に関する件についておはかりいたします。

オリンピック東京大会準備促進に関する調査につきましては、閉会の場合においても継続して調査を行なうこととし、本院規則第五十三条により継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加賀山之雄君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加賀山之雄君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十七分散会

十月十八日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は同月同日)

一、オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律案

オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律案

オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律案
オリンピック東京大会の準備等に必要資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律の一部を改正する法律案

き製造たばこの販売に関する法律(昭和三十八年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中「両切り紙巻たばこ」の下に「又はフィルター付き紙巻たばこ」を加える。
附則
この法律は、公布の日から施行する。